



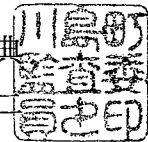
川島町監査委員告示第1号

地方自治法第199条第7項の規定により財政援助団体等に関する監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

令和7年12月12日

川島町監査委員 高久宗典

川島町監査委員 爲水順二





財政援助団体等に関する監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象

川島町商工会の、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの補助金に係る次の出納、その他の事務の執行について監査を行った。

- ・補助金の支出手続
- ・補助金の受領手続、事業実施内容

2 監査の実施日

令和7年11月25日（火）の1日間

3 実施した監査手続

川島町商工会の補助金に係る上記の出納その他の事務の執行について、同会から提出された資料及び提示のあった出納関係帳票、その他関係書類に基づいて、帳簿突合、質問その他必要と認めた監査手続を実施した。

また、農政産業課の上記に係る事務の執行について、同課から提出された資料及び提示のあった関係書類等に基づいて、質問その他必要と認めた監査手続を実施した。

第2 監査の結果

上記の補助金に係る出納その他の事務は、概ね適正に処理されているものと認められた。なお、次の事項については、改善措置を検討することが望ましいものと認められる。

【農政産業課】

- 1 補助金額については、川島町補助金等の交付手続等に関する規則の規定に従い、適正な事務の執行に努めること。
- 2 川島町商工会への指導助言に今後も努めるとともに、会員確保のための独自事業についても実施に向けて検討すること。



川島町商工会

- 1 補助金額の収支決算、事業の実施報告は、川島町補助金等の交付手続等に関する規則の規定に基づき、速やかな事務処理に努めること。
- 2 創意工夫をしながら当該事務の負担の抑制に努めること。
- 3 働く意欲のある会員が、引き続き、働くことができるよう、快適な職場環境づくりに努めること。